

# 金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱

(平成15年4月1日決裁)

最終改正 令和3年3月19日決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、国が実施するトライアル雇用事業実施要領に基づくトライアル雇用事業（以下「トライアル雇用事業」という。）、障害者トライアル雇用事業実施要領に基づくトライアル雇用事業（以下「障害者トライアル雇用事業」という。）又は新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用実施要領に基づくトライアル雇用事業（以下「新型コロナ対応トライアル雇用事業」という。）に基づき、試行的に雇用した本市内に住所を有する者を引き続き常用雇用者として雇用する事業主に対し、金沢市安定雇用促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、市民の雇用の推進と安定を図ることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象労働者 本市内に住所を有する者のうち、次のアからウまでのいずれかに該当する者をいう。

ア 雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第27号）第1条の規定による改正後の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。イ、ウ及び次条第1号において「省令」という。）第110条の3第2項第1号イ(1)から(5)までに規定する者であって、トライアル雇用事業において試行的に雇用されたもの

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者のうち、省令第110条の3第3項第1号イからホまでのいずれかに該当する者であって、障害者トライアル雇用事業において試行的に雇用されたもの

ウ 省令附則第15条の6第2項第1号イ(1)又は(2)に規定する者であって、新型コロナ対応トライアル雇用事業において、試行的に雇用されたもの

(2) トライアル雇用 事業主が公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、労働

者の適性等を見極めるために行う試行的な雇用で、トライアル雇用事業、障害者トライアル雇用事業又は新型コロナ対応トライアル雇用事業の助成金の対象になったものをいう。

(対象事業主)

第3条 奨励金は、雇用保険の適用事業の事業主であって、次の各号のいずれかに該当する事業主に対して、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 対象労働者（前条第1号アに該当する者のうち国のトライアル雇用の開始日に満45歳以上の者（省令第110条の3第2項第1号イ(5)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を除く。）及び同(5)の規定に基づき厚生労働大臣が定める者、前条第1号イに該当する者並びに前条第1号ウに該当する者に限る。）をトライアル雇用の終了後、引き続き常用雇用者として雇用した事業主

(2) 対象労働者（前号に規定する対象労働者を除く。）をトライアル雇用の終了後、引き続き常用雇用者として雇用した事業主（本市内に主たる事務所を有する事業主又は当該対象労働者の勤務地が本市内である場合の事業主に限る。）

第3条の2 前条の規定にかかわらず、本市が行う新たに雇入れを行った労働者に支払った賃金を助成する助成制度の対象で、その制度の助成を受けた事業主は、この要綱による奨励金の交付を受けることはできない。

(奨励金の交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、当該対象労働者を常用雇用者として雇用した日から3箇月とする。

2 前項の交付対象期間が満了する前に当該対象労働者を雇用しなくなったときは、当該対象労働者に係る奨励金は交付しない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、前条第1項の交付対象期間につき、次の各号に掲げる対象労働者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) トライアル雇用事業におけるトライアル雇用による雇入れに係る対象労働者1人につき60,000円（平成31年厚生労働省告示第142号の規定による改正後の平成25年厚生労働省告示第390号（雇用保険法施行規則第110条の3第2項第1号イ(5)及び第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者）第2項に規定する者）にあつては、75,000円)

(2) 障害者トライアル雇用事業におけるトライアル雇用による雇入れに係る対象労働者  
1人につき60,000円（短時間トライアル雇用に該当する者にあつては、30,000円）

(3) 新型コロナ対応トライアル雇用事業におけるトライアル雇用による雇入れに係る対  
象労働者1人につき60,000円（短時間トライアル雇用に該当する者にあつては、  
30,000円）

（奨励金の交付申請）

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、当該対象  
労働者を常用雇用者として雇用した日から3箇月を経過した日から3箇月以内（3箇月  
以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理  
由がやんだ日から7日以内）に、金沢市安定雇用促進奨励金交付申請書（様式第1号。  
以下「交付申請書」という。）により市長に申請しなければならない。

2 前項の交付申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める書  
類を添付するものとする。

(1) 第2条第1号アに該当する者 次のアからエまでの書類

- ア トライアル雇用実施計画書及びトライアル雇用結果報告書の写し
- イ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の出勤簿の写し
- ウ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の者賃金台帳の写し
- エ トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し

(2) 第2条第1号イに該当する者 次のアからエまでの書類

- ア 障害者トライアル雇用等結果報告書の写し
- イ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の出勤簿の写し
- ウ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の賃金台帳の写し
- エ トライアル雇用助成金支給決定通知書の写し

(3) 第2条第1号ウに該当する者 次のアからエまでの書類

- ア 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等実施計画書及び新型コロナウイ  
ルス感染症対応トライアル雇用等結果報告書の写し
- イ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の出勤簿の写し
- ウ 奨励金の交付対象期間における当該対象労働者の賃金台帳の写し
- エ 新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用等助成金支給決定通知書の写し

(奨励金の交付決定の通知)

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかに審査のうえ、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を金沢市安定雇用促進奨励金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(奨励金の支払)

第8条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

(奨励金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の若年者安定雇用促進奨励金から適用する。

附 則(平成17年3月25日決裁)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の安定雇用促進奨励金から適用する。
- 2 この要綱の施行の日前にトライアル雇用事業において試行的に雇用された者(当該雇用された日において30歳未満の者に限る。)に係る奨励金の交付については、改正後の金沢市若年者安定雇用促進奨励金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月30日決裁)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月31日決裁)

改正後の第5条の規定は、平成19年4月1日以後にトライアル雇用事業において試行的に雇用された者に係る奨励金について適用し、同日前にトライアル雇用事業において試行的に雇用された者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月24日決裁)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 改正後の第3条第1項の規定は、平成20年4月1日以後に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金について適用し、同日前に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成21年3月24日決裁）

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、平成21年4月1日以後に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金について適用し、同日前に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月26日決裁）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日決裁）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、平成25年5月16日以後に公共職業安定所から労働者の紹介を受けて新要綱第2条第2号に規定するトライアル雇用を実施した事業主について適用し、同日前に公共職業安定所から労働者の紹介を受けて改正前の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱第2条第2号に規定するトライアル雇用を実施した事業主については、なお従前の例による。

附 則（平成26年4月1日決裁）

改正後の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後にトライアル雇用事業及び障害者トライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金について適用し、同日までにトライアル雇用事業及び障害者トライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（学卒未就職者安定雇用促進奨励金交付要綱（平成27年3月31日決裁）附則第2項による改正）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱（平成15年4月1日決裁）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

- 3 前項の規定による改正後の金沢市安定雇用促進奨励金の規定は、平成27年4月1日以後にトライアル雇用事業及び障害者トライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る金沢市安定雇用促進奨励金について適用し、同日までにトライアル雇用事業及び障害者トライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る金沢市安定雇用促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年4月10日決裁）

改正後の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成27年4月10日以後にトライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金について適用し、同日までにトライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日決裁）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成29年4月1日以後にトライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金について適用し、同日までにトライアル雇用事業において試行的に雇用された者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（学卒未就職者安定雇用促進奨励金交付要綱の廃止について（平成30年3月23日決裁）による改正）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱（平成15年4月1日決裁）の一部を次のように改正する。

第3条の2を削る。

- 3 前項の規定による改正後の金沢市安定雇用促進奨励金交付要綱の規定は、平成30年4月1日以後にトライアル雇用の終了後引き続き常用雇用者として雇用される者に係る金沢市安定雇用促進奨励金について適用し、同日前にトライアル雇用の終了後引き続き常用雇用者として雇用された者に係る金沢市安定雇用促進奨励金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月29日決裁）

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1号、第3条第1項第1号及び第5条第1号の規定は、平成31年4月1日以後にトライアル雇用事業において試行的に雇用される者に係る奨励金について適用し、同日までにトライアル雇用事業において試行的に雇用された者に係る奨励金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月17日決裁、押印の見直しに伴う経済局労働政策課関係要綱の整理に関する要綱第4条による改正）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年3月19日決裁）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、令和3年4月1日以後に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金について適用し、同日前に常用雇用者として雇用される者に係る奨励金については、なお従前の例による。